



第3次
笠岡市
地域福祉活動計画

平成27年度から平成31年度



「みんなでささえて誰もが安心して暮らせる
福祉のまちづくり」を目指して

地域福祉活動
計画ってなあに？



社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会

はじめに

今日、高齢化は『団塊の世代』が加わることで加速的に進展し、独居・夫婦のみの世帯など、以前の核家族化より更に小規模な世帯構成になりつつあります。

めまぐるしく変化する社会構造と急激な高齢化などにより、各世代の生き方や他者との関わりの方にも大きな変化があり、個人・個性を尊重するといった個の意識の定着やそれに伴う情報の進化と、またプライバシー保護意識と相まって、家庭、社会いずれの場面でも『人間関係の希薄さ』が浮き彫りになってきています。

かつての地域社会では、当たり前のようにおこなわれていた、ご近所同士の助け合いなど『地域の支え合い機能』が希薄化してきていると言われ、問題が潜在化し、支援の必要な人の発見が遅れるといった事態が生じています。また高齢化に伴った認知症の問題や、格差社会に象徴される貧困の問題、家族の介護や自身の病気などをきっかけに近所づきあいが疎遠になり、人とのつながりよりも制度・サービスのみへの依存による生活意識になってきています。

その結果、同じ地域で生活する隣人の問題をある程度認識しているにも関わらず、関わりを持っていないなど、近隣とうまく付き合えない人が増え、『孤立』や『ひきこもり』といった課題を生んでいます。

笠岡市社会福祉協議会では、行政や制度・サービスに頼るだけではなく、住民や関係福祉団体が地域の問題を一緒になって考え、お互いに手を取り助け合うために『第1次地域福祉活動計画』を策定し、平成17年度から平成21年度までの5カ年間、住民と関係福祉団体の助け合いや支え合いによる『地域福祉の推進』に取り組んできました。

その後、活動の更なる継続のため、平成22年度から平成26年度までの第2次地域福祉活動計画を策定しました。第2次地域福祉活動計画では計画の役割分担を明確化し、合わせて災害に対する取組みを計画に盛り込みました。

第2次地域福祉活動計画が平成27年3月に終了した後、地域福祉の取組みをさらに進めるため、その活動指針となる第3次地域福祉活動計画を策定しました。

第3次地域福祉活動計画は、基本目標を7つ制定し、役割分担を明確化すること、また生活困窮者の問題、要配慮者への地域住民の支援の参画などの項目をあらたに盛り込み、笠岡市社会福祉協議会各支部や自治会組織、民生委員児童委員協議会など地域の福祉関係団体をはじめ、NPO、ボランティア、福祉サービス事業者等がそれぞれ役割を担って一体となって考え行動するとともに、お互いに協力して地域福祉の推進を図る計画を策定しました。

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会
会長 高橋 昌文

第3次笠岡市地域福祉活動計画の策定にあたって

第3次笠岡市地域福祉活動計画策定委員会は、昨年7月から8回にわたり開催し、20名の策定委員の方と、グループワークなどを重ね、協議を進めてまいりました。

今回の計画では特に地域住民の思いを反映したものにしたいと考え取り組んでまいりました。そのために、地域懇談会の中から浮かび上がってきた地域の課題を取り上げ、その解決策を探ることで、やるべき活動計画を求めてまいりました。

住民の声としては、少子高齢化が進んでいることで生じる課題が多く指摘されました。

多くの住民は、住み慣れた我が家で、安心して充実した生活が送れる事を望んでいます。しかし近年、様々な社会情勢の変化と、ライフスタイルの変化によりその人らしく生活する事が難しくなっています。以前のような世帯構成員が大勢の時代なら、ある程度、家族でその人を支えていく事が出来ましたが、近年、核家族化、老々介護の問題に代表されるように、世帯の構成員が少なくなっており、それにより孤独死などさまざまな社会問題が出てきています。

そこで、同じ地域で生活する人や、市内にある各民間団体のネットワークを結集し、そのような人を少しでも減らしていけるように住民と民間の力でできる事を探り、協働して住みやすい地域を作っていくことを目標に、第3次地域福祉活動計画を策定しました。

基本理念として『みんなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を定め、その想いを込めました。この理念が実現出来るようこれからこの計画を進めてまいります。地域住民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本計画の策定にあたり、お忙しい中、策定委員会に参加いただき熱心に協議をしていただいた策定委員の皆様、策定委員会の節々で適切な助言をいただきました岡山県社会福祉協議会の吉田様に厚く感謝いたします。また、各種団体の皆様、並びに地域座談会に参加していただいた方々をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

第3次笠岡市地域福祉活動計画

策定委員長 西江 敬一

も く じ

第一章 地域福祉の推進とは

第1節 福祉施策の構造改革 『措置』から『契約』へ	P4
第2節 地域福祉活動計画の考え方	P4
第3節 行政計画との連携について	P5

第二章 笠岡市の地域福祉活動の現状と課題

第1節 地域での活動状況	P6
第2節 課題の把握方法	P6
(1) 市民アンケート調査	P6
(2) 座談会からの意見聴取	P7
(3) 笠岡市社会福祉協議会による第2次活動計画の中間評価からの課題抽出	P7
第3節 地域で課題となっていること	P8
(1) 座談会からの意見	P8
(2) アンケートからの意見	P8

第三章 第3次活動計画の内容

第1節 第3次活動計画の体系と基本理念	P12
(1) 計画の期間	P12
(2) 基本理念	P12
(3) 基本目標	P12
(4) 計画の構成	P12
(5) 目標達成に向けた活動の範囲	P13
(6) 各エリアの力の強さを活かした活動	P14
第2節 計画の推進に向けて	
(1) 活動の推進と担い手	P15
(2) 計画の理解と普及の取組み	P16
(3) 評価	P16
(4) 活動計画全体図	P16
(5) 基本目標	P20

第四章 笠岡市社会福祉協議会の基盤整備

第1節 笠岡市社会福祉協議会の体制整備	P24
(1) 法人運営体制の整備強化	P24
(2) 事務局体制の強化	P24
第2節 安定した財政基盤の確保	P24
(1) 自主財源の確保	P24
(2) 活動資金などの確保	P24

行動計画	P25
------	-----

用語集	P40
-----	-----

第3次 地域福祉活動計画 策定スケジュール	P42
-----------------------	-----

策定委員名簿	P46
--------	-----

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会笠岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	P47
--------------------------------------	-----

第一章

地域福祉の推進とは

第1節 福祉施策の構造改革 『措置』から『契約』へ

平成12年、社会福祉事業法から社会福祉法へと変わるとともに、従来の『措置』から『利用者契約』へと『利用者本位の福祉』へその構造が大きく変わりました。

社会福祉法第4条に『地域福祉の推進』が明記され、従来の『自助・公助』中心の考え方から『自助・共助・公助』と共助の役割の重要性が位置づけられました。

この計画でいう『地域福祉の推進』とは、地域住民が主体となり、社協支部や自治会、民生委員児童委員協議会（以下「民生委員会」という。）などの関係福祉団体とNPO、ボランティア、福祉サービス事業者等がそれぞれに役割を担い、地域の人材、施設・機関、企業など様々な立場の人が地域にある福祉活動を連携・協力して行うことで、住民一人ひとりが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるものです。

社会福祉法（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第2節 地域福祉活動計画の考え方

地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、笠岡市社会福祉協議会の呼びかけのもと住民の方、市内の福祉関係団体、NPO、ボランティア、福祉サービス事業者等が協力し、共に笠岡市にある地域福祉の課題解決をめざして策定する『民間の活動計画』です。

市内全体の福祉課題を関係団体で協議し、それぞれの活動をどのような方向で進めていけば笠岡市全体の地域福祉が推進されていくかを計画したものであり、笠岡市社会福祉協議会が行う事業のみを計画したものではありません。

第3節 行政計画との連携について

社会福祉法は、社会福祉の目指す方向性として、『地域福祉の推進』を大きな柱としています。

各市町村は、地方自治法に規定された基本構想や基本計画等をふまえて、地域福祉推進の理念や方針を明らかにし、具体的に推進する観点から関連する計画や施策を総合的に定める『地域福祉計画』を策定することが求められています。(社会福祉法第107条)

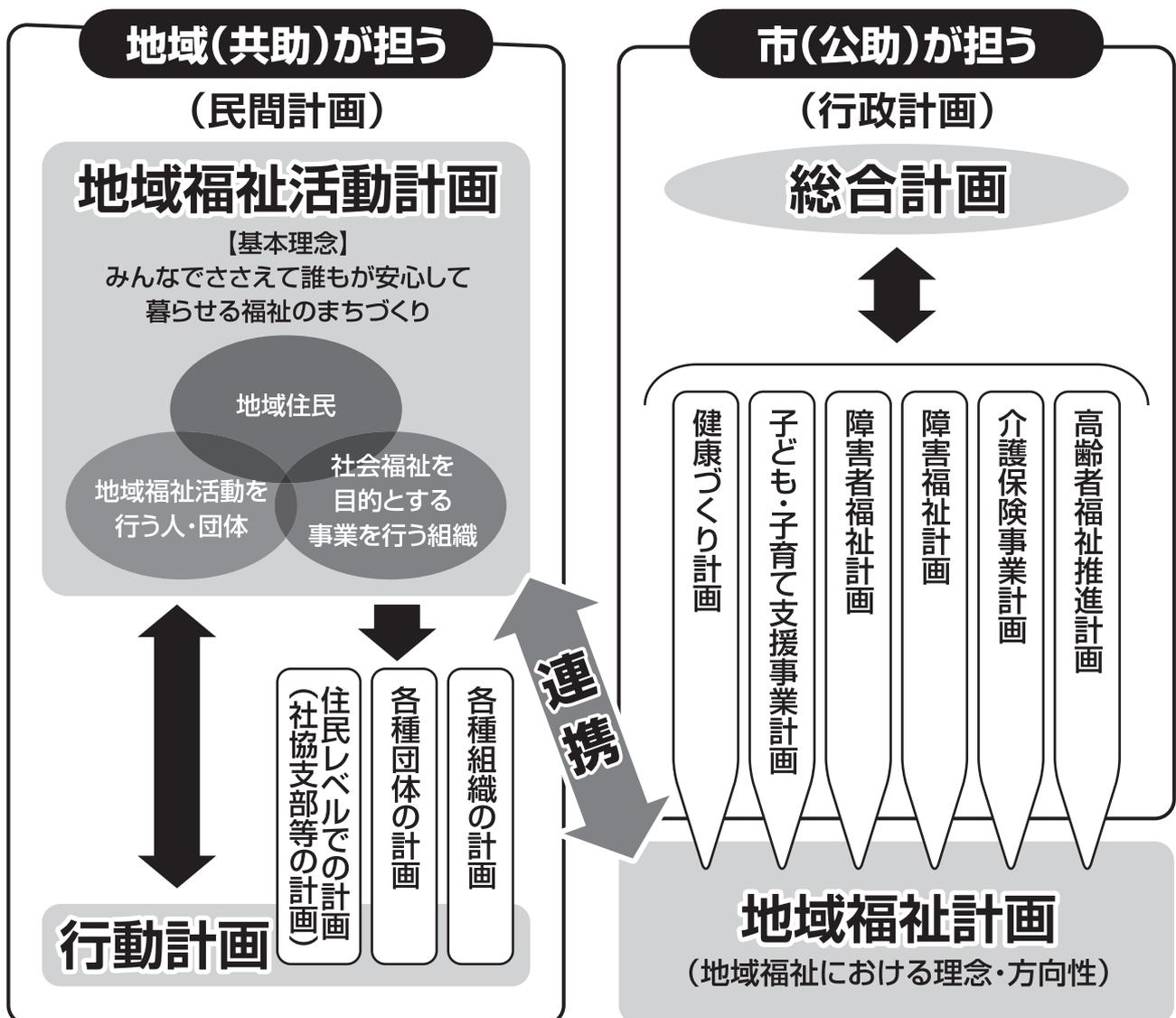
笠岡市地域福祉計画は平成22年3月に策定され、第2次地域福祉活動計画(以下「第2次活動計画」という。)と連携し、地域福祉の推進を図ってきました。

市の総合計画を実現するために立てられた具体的な個別計画を縦軸と仮定した場合、地域福祉計画は地域住民の立場から地域福祉の理念や方向性を示す横軸と位置づけられています。

活動計画はこの理念や方向性に基づき、住民が主体となった地域福祉の取組み(活動)について具体的に示す計画と位置付けられます。

第3次地域福祉活動計画(以下「第3次活動計画」という。)においても地域福祉計画との整合性をもって推進していきます。

共助と公助の支え合い



第二章

笠岡市の地域福祉活動の現状と課題

第1節 地域での活動状況

地域では住民自治組織や民生委員会活動、様々な団体による支え合い・助け合い活動が行われています。高齢化社会を象徴するように、認知症の方や単身世帯の方への見守りの取組みや児童を見守る安全パトロールなども行われています。また住民が気軽に参加できる『ふれあいいきいきサロン』や『子育てサロン』などのサロン活動は、現在市内 100 箇所で行われています。

また介護サービス、子育てサービスなど福祉サービスを利用している当事者家族を中心に家族会などの関係者の相互協力を推進する支え合いの活動が行われ、各施設においては、施設の開放や各種講演会の開催、イベントなどを通じて地域住民との交流を図っています。そして、制度の狭間にある方への NPO 活動も活発に行われ、新しい取組みも増えてきています。

その一方で、個人情報の問題や、社会構造の変化による住民同士の意識の希薄化、振り込め詐欺等による社会問題など『他人』を疑う姿勢が強くなり、他者を受けつけない、いわゆる『孤立』の問題や、制度の狭間で個人の問題を把握できない制度の構造的な問題も出てきています。

また地域で活躍されている各種役員の高齢化などにより、後継者がいないという問題も出てきており今まで行っていた活動が十分できないという問題も出てきています。

後継者不足の一因として、島しょ部のように住民数が減っている割に各種役員数が昔から変わっておらず、1人が複数の役員を兼務する問題や、様々な団体が同じような活動を行い、その結果、活動が多忙となり引き受けたくないという問題など、様々な要因があります。

『誰もが安心して生活する』ためには、各種団体が連携し、地域福祉活動を行っていく事が求められています。

第2節 課題の把握方法

第3次活動計画の策定にあたっては、第2次活動計画の中間評価の不十分箇所と市内 20 か所で実施した住民座談会、及びアンケート調査から課題を把握することから始めました。

そのために、笠岡市社会福祉協議会職員で構成するプロジェクトチームをつくり聞き取り調査、及び地域住民・市内各福祉団体へのアンケート調査により、諸課題の把握・分析を行いました。

(1) 市民アンケート調査

市内 20 の地区で住民アンケートを実施しました。各種団体の長などで構成される社協支部役員、各種団体の関係者、子育て中の親や介護中の家族、サロン活動協力者・参加者、PTA、学生、自営業者、老人クラブ役員、福祉関係施設などにお願しました。

『第3次笠岡市地域福祉活動計画策定のためのアンケートのご協力について』

(平成 26 年 7 月～8 月調査)

・地域住民調査

発送数 800 票／総回収数 282 票／有効回答数 282 票／有効回収率 35.2%

(2) 座談会からの意見聴取

・座談会参加人数 342人

日程・参加者状況

地 区	会 場	参加者数	日 時
笠 岡 東	市民活動支援センター	18	7月31日(木) 13:30～
笠 岡	中央ふれあい会館	25	8月7日(木) 14:00～
金 浦	金 浦 公 民 館	17	7月13日(日) 10:00～
城 見	城 見 公 民 館	14	7月31日(木) 19:30～
陶 山	陶 山 公 民 館	10	7月26日(土) 9:30～
大 井	大 井 公 民 館	28	7月29日(火) 19:30～
吉 田	吉 田 公 民 館	20	7月27日(日) 10:00～
新 山	新 山 公 民 館	13	7月19日(土) 13:30～
北 川	北 川 公 民 館	25	7月17日(木) 19:30～
今 井	今 井 公 民 館	16	8月4日(月) 13:30～
大 島	大 島 公 民 館	23	7月19日(土) 10:00～
横江・美の浜	横 島 会 館	21	8月8日(金) 19:30～
神 内	神 島 公 民 館	19	7月23日(水) 13:30～
神 外	神 島 外 公 民 館	10	8月1日(金) 19:00～
高 島	高 島 公 民 館	6	7月15日(火) 13:00～
飛 島	飛 島 公 民 館	16	7月24日(木) 14:00～
白 石 島	白 石 島 公 民 館	28	8月6日(水) 12:30～
北 木 島	離 島 セ ン タ ー	17	7月31日(木) 13:30～
真 鍋 島	や す ら ぎ の 家	9	7月17日(木) 14:30～
六 島	六 島 公 民 館	7	7月22日(火) 13:00～

(3) 笠岡市社会福祉協議会による第2次活動計画の中間評価からの課題抽出

平成22年度～平成26年度までの5か年計画で実施した第2次活動計画についての達成率を地域住民座談会・アンケートで調査したところ、以下の項目で達成率が50%以下という結果になりました。

(不十分であった項目)

- ①行政や専門機関との情報交換が不十分である
- ②自分たちの地域について話し合う場や機会がない
- ③障がい者や高齢者などの生活の不便さについての理解が図られていない
- ④ボランティアの養成や活動の継続が難しい
- ⑤住民と地域の施設が一緒になっての活動が出来ていない
- ⑥災害に備えて地域で出来ることが十分取り組まれていない

第2次活動計画の不十分項目である6項目については、引き続き第3次活動計画に反映し実施することにしました。

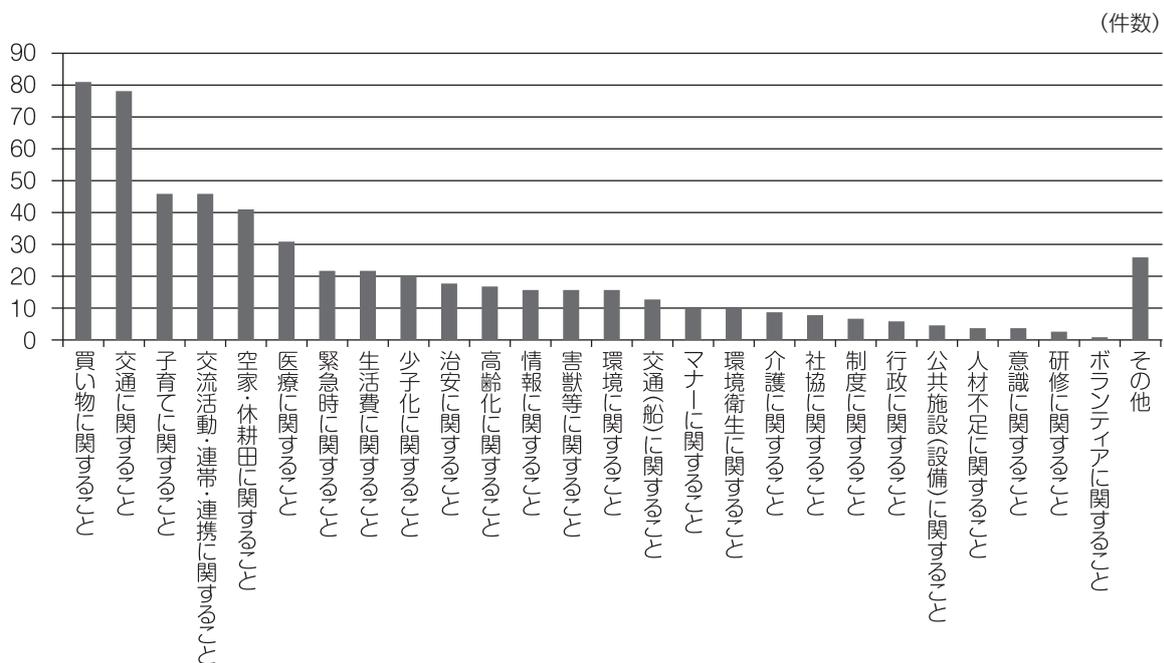
第3節 地域で課題となっていること

(1) 座談会からの意見

座談会では『地域での課題』と題し、グループワークで意見を出してもらいました。その結果、79項目の問題が明らかになりました。項目をさらにまとめたところ、もっとも問題として回答数が多かったのは『買い物（移動手段も含める）』、その次に『公共交通機関の問題』、そして『子育て』などの問題が上位を占めました。

この背景には、大型商業施設の進出により市街地では生活がしやすくなる反面、山間地や島しょ部においては、もともと地域にあった商店などの廃業、そして単身世帯の増加、高齢化と相まって買い物が出来ず、生活を続けることが困難な状況になりつつあるという状況がうかがえました。

また住民同士の普段の付き合いなど『交流活動・連携に関すること』の問題も上位にあり、世帯構成員の減少による他者との交流・連携の必要性も上位にありました。

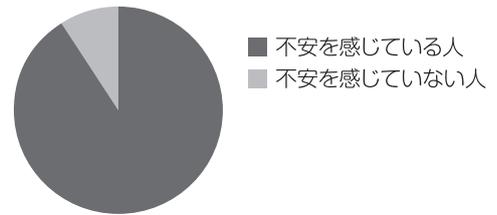


(2) アンケートからの意見

生活する上での課題について、アンケート結果から以下のような回答が得られました。(特筆すべき内容の抜粋となります。グラフは全て割合(パーセント)で表しています)

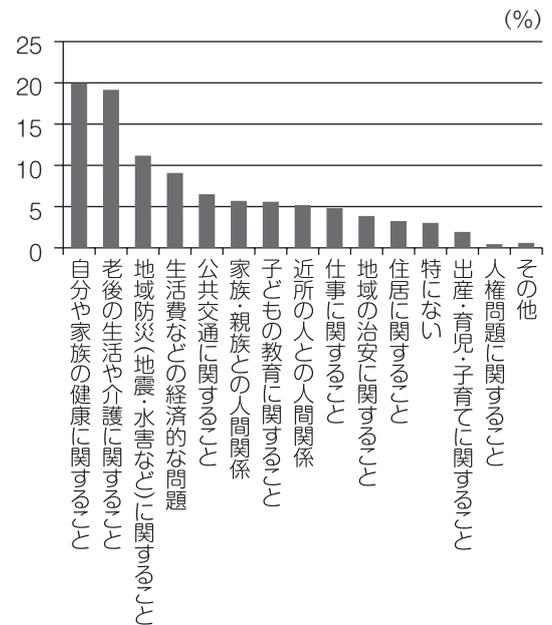
生活で不安を感じている人の数

項目	回答数	割合
不安を感じている人	257	91.1
不安を感じていない人	25	8.9



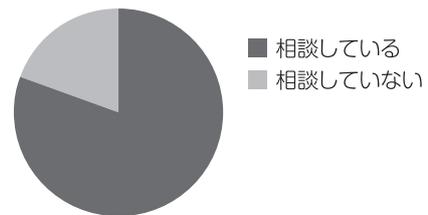
①毎日の暮らしの中で次のどのようなことに悩みや不安を感じていますか。(上位3つまで)

項目	回答数	割合
自分や家族の健康に関すること	179	20.0
老後の生活や介護に関すること	171	19.1
地域防災（地震・水害など）に関すること	100	11.1
生活費などの経済的な問題	82	9.1
公共交通に関すること	58	6.5
家族・親族との人間関係	52	5.8
子どもの教育に関すること	48	5.4
近所の人との人間関係	46	5.1
仕事に関すること	44	4.9
地域の治安に関すること	34	3.8
住居に関すること	30	3.3
特になし	25	2.8
出産・育児・子育てに関すること	19	2.1
人権問題に関すること	4	0.4
その他	5	0.6



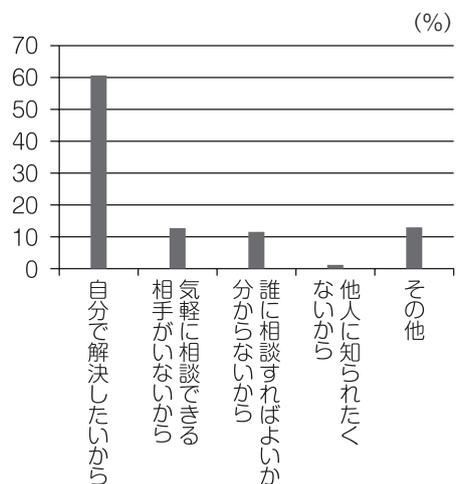
②困ったことがあった際に、誰かに相談していますか。

項目	回答数	割合
相談している	226	80.7
相談していない	54	19.3



③相談していない人の『相談しない理由』とは何ですか。

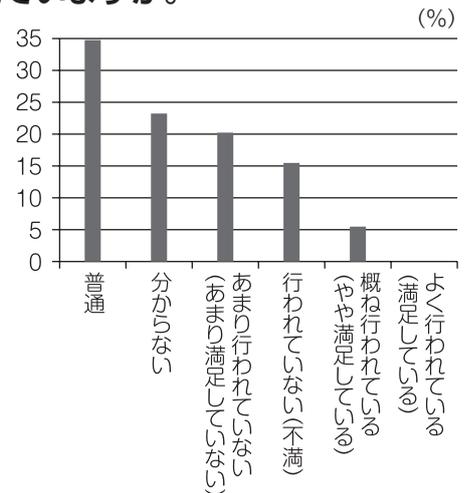
項目	回答数	割合
自分で解決したいから	33	61.0
気軽に相談できる相手がないから	7	13.0
誰に相談すればよいか分からないから	6	11.1
他人に知られたくないから	1	1.9
その他	7	13.0



②から、相談していない人が19.3%弱、その内、誰に相談すればよいか分からない・気軽に相談できる相手がない方は24.1%ほどいました。社会全体からみると、4.6%の方が、相談したいが、相談できない環境にあることが分かりました。

④困っている人への支援について地域で話し合いが行われていますか。

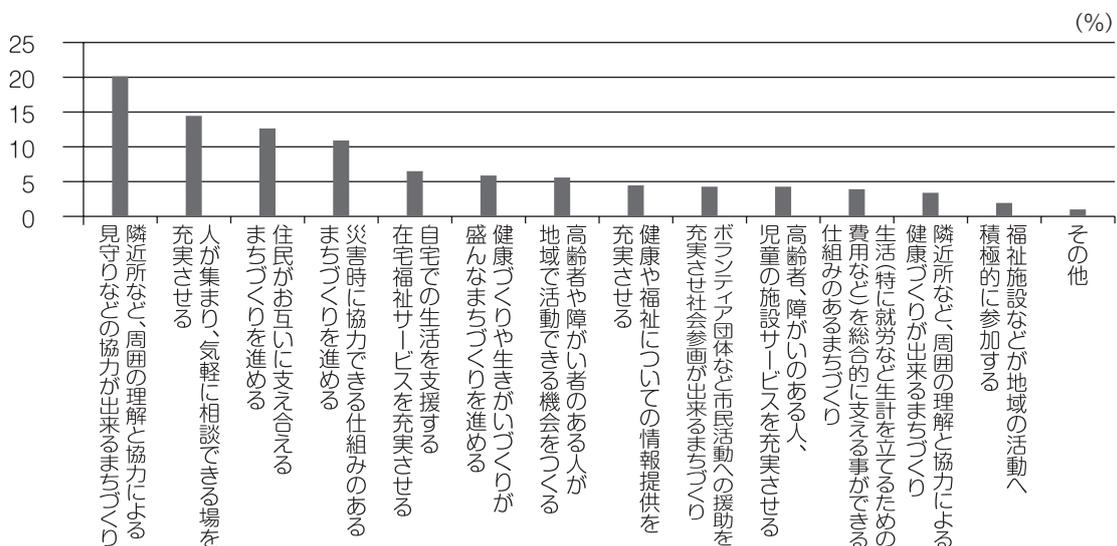
項目	回答数	割合
普通	97	34.9
分からない	65	23.4
あまり行われていない (あまり満足していない)	56	20.1
行われていない(不満)	44	15.8
概ね行われている(やや満足している)	16	5.8
よく行われている(満足している)	0	0.0



『よく行われている(満足)』と答えられた方が無く、代って『あまり行われていない』『行われていない』のご意見が35.9%ありました。

⑤あなたの住んでいるまちがより暮らしやすいところになるためにはどのような事が重要だと思いますか？

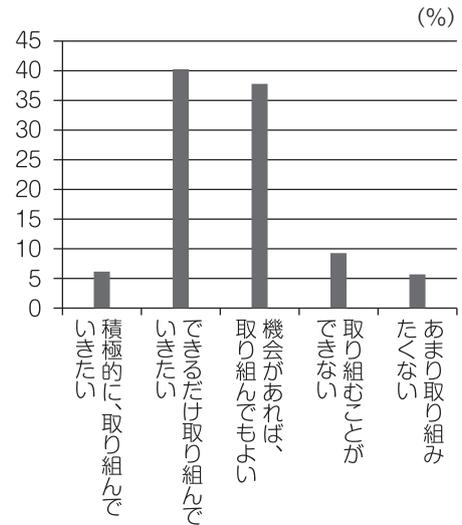
項目	回答数	割合
隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの協力が出来るまちづくり	166	20.2
人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	121	14.8
住民がお互いに支え合えるまちづくりを進める	103	12.6
災害時に協力できる仕組みのあるまちづくりを進める	92	11.2
自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる	57	7.0
健康づくりや生きがいづくりが盛んなまちづくりを進める	51	6.2
高齢者や障がい者のある人が地域で活動できる機会をつくる	49	6.0
健康や福祉についての情報提供を充実させる	36	4.4
ボランティア団体など市民活動への援助を充実させ社会参画が出来るまちづくり	32	3.9
高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる	32	3.9
生活(特に就労など生計を立てるための費用など)を総合的に支える事が出来る仕組みのあるまちづくり	29	3.5
隣近所など、周囲の理解と協力による健康づくりが出来るまちづくり	26	3.2
福祉施設などが地域の活動へ積極的に参加する	16	2.0
その他	10	1.2



⑥あなたは、今後、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいと考えていますか。

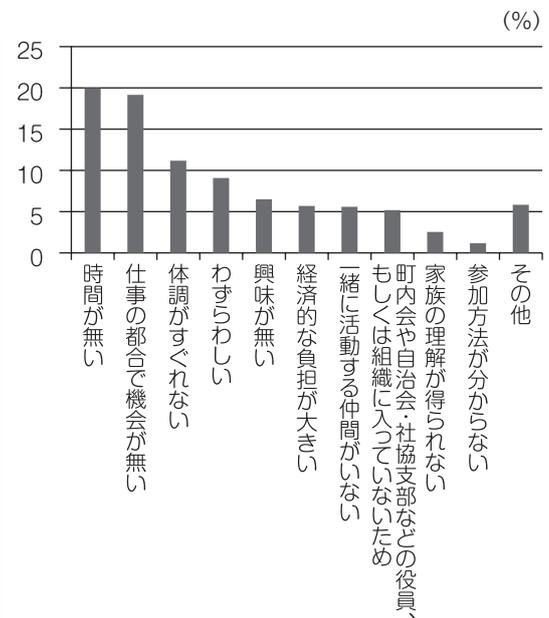
項目	回答数	割合
積極的に、取り組んでいきたい	18	6.4
できるだけ取り組んでいきたい	114	40.3
機会があれば、取り組んでもよい	107	37.8
取り組むことができない	27	9.5
あまり取り組みたくない	17	6.0

住民意識では、84.5%弱の方が地域での活動に取り組んでみたいとの回答がありました。



⑦取り組むことが出来ない理由は何ですか。

項目	回答数	割合
時間が無い	22	21.4
仕事の都合で機会が無い	21	20.4
体調がすぐれない	11	10.7
わずらわしい	10	9.7
興味が無い	8	7.8
経済的な負担が大きい	8	7.8
一緒に活動する仲間がいない	7	6.8
町内会や自治会・社協支部などの役員、もしくは組織に入っていないため	5	4.9
家族の理解が得られない	3	2.9
参加方法が分からない	1	1.0
その他	7	6.8



これらの結果から、隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの協力が出来るまちづくりが重要と認識しており、また大勢の方が地域福祉活動やボランティア活動など、社会奉仕活動に興味を持っているが、実際には、時間や仕事の都合などでなかなか参加できない実態が分かりました。また、区内で困っている人への取組み等の話し合いがあまり行われていないのではないかとという結果がアンケート調査から分かりました。

第三章

第3次活動計画の内容

第1節 第3次活動計画の体系と基本理念

第3次活動計画策定にあたり、住民アンケート調査や住民座談会、今までの地域福祉活動の実践などから見えてきた福祉課題を解決するために、地域の福祉課題から計画の体系図を組み立てていきました。

また、第2次活動計画で不十分であった項目や急速に変化してきている福祉施策に対応する項目を盛り込み作成しました。

(1) 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

(2) 基本理念

『みんなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』

社会福祉法の中で『地域福祉の推進』は人権尊重を基本に、誰もが住みなれた地域で生き生きと暮らせる地域づくりをめざし、地域住民、地域に関わる組織、団体など全てのものが、主役となって進めていくとされています。その方針をより笠岡の現状にあわせ取り組んでいくために、第1次地域福祉活動計画から引き続き、基本理念『みんなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり』を第3次活動計画にも理念として設定し、福祉のまちづくりを実践していく計画を策定しました。

(3) 基本目標

基本理念を計画の柱に、下記7項目を基本目標としました。

- ①人と人との『つながり』を作ります
- ②お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます
- ③必要な人にわかりやすく情報を伝えます
- ④地域で見守り・助け合いをすすめます
- ⑤幅広い参加を促します
- ⑥組織の活動や役割を見直し、連携して協力できる体制を作ります
- ⑦新しい支援の仕組みを作ります

(4) 計画の構成

第3次活動計画を推進していくため、『地域福祉活動計画』と合わせて『行動計画』を作成し、計画のどの時期にどのような活動を行っていくかという具体的な目標を立てました。

『行動計画』には連携する機関を明記し、地域福祉をより具体的に推進できる内容としています。

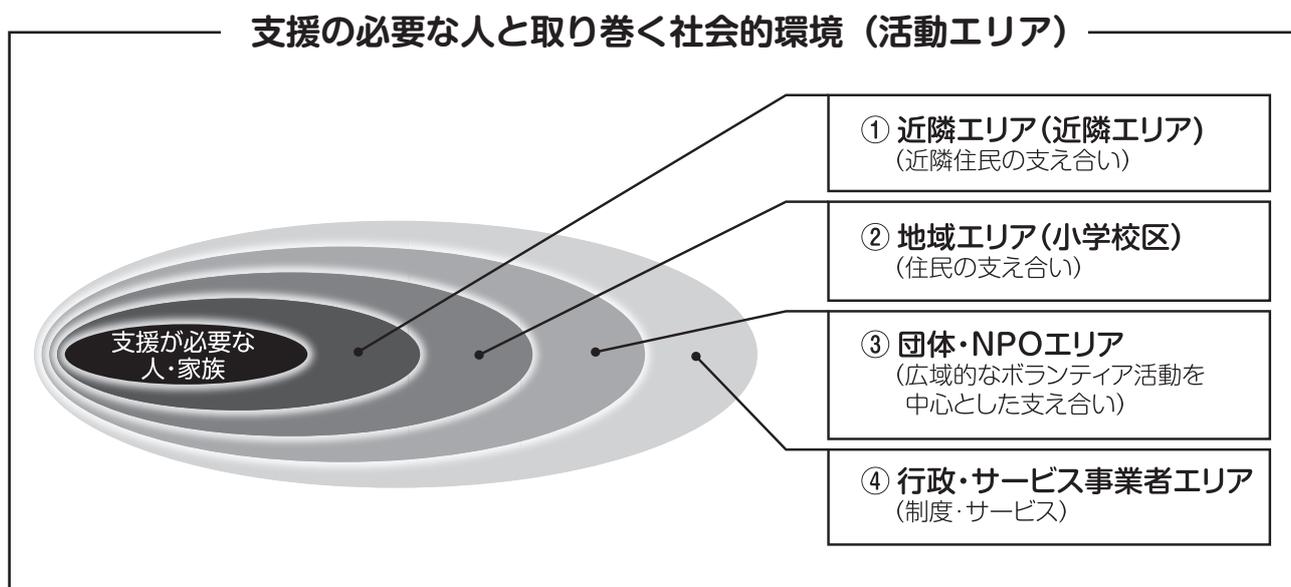
(5) 目標達成に向けた活動の範囲

第3次活動計画では策定した計画を推進していくにあたり、中心的な活動者の活動エリアを『近隣』『地域』『団体・NPO』『行政・サービス』と分けて活動主体を明確にしておくことにしました。

支援の必要な人や家族を中心に、近隣同士の見守りや集いなどを行う活動範囲を『近隣』『地域』とし、その活動の中心は隣近所の住民から社協支部といった主に小学校区での活動者で構成され、顔の見える日常生活のつながりをイメージしています。

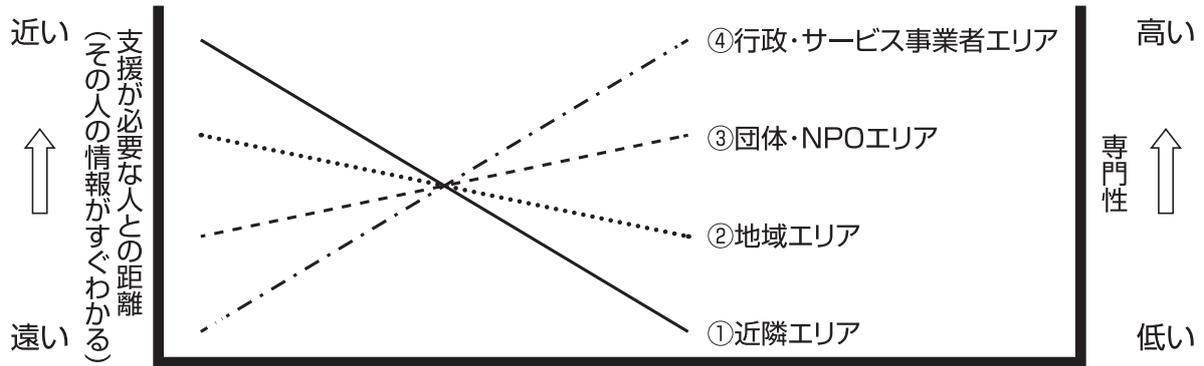
次に現在の社会生活の多様化に伴い、生活エリアも隣近所や小学校区の付き合いだけでなく、市内全域を生活圏域とした中での施設や各種団体、NPO などとの関係をつくっていく必要もあります。この範囲では、施設・団体・NPO といった活動者を中心とした広域的なボランティア活動をイメージしています。

さらに福祉活動においては地域住民によるボランティア活動だけでなく制度やサービスを提供することによって支援が必要な人を支える活動が必要となってきます。この範囲を『行政・サービス事業者エリア』とし、制度・サービスの開発や利用していくための仕組みづくりを行い、支援が必要な人へサービスをつなげていくことを目指します。



(6) 各エリアの力の強さを活かした活動

各エリアでの力の強さをイメージした図です。



①近隣エリア

支援が必要な人が地域に住んでいるので、状況は把握しやすいが専門性は低い

②地域エリア

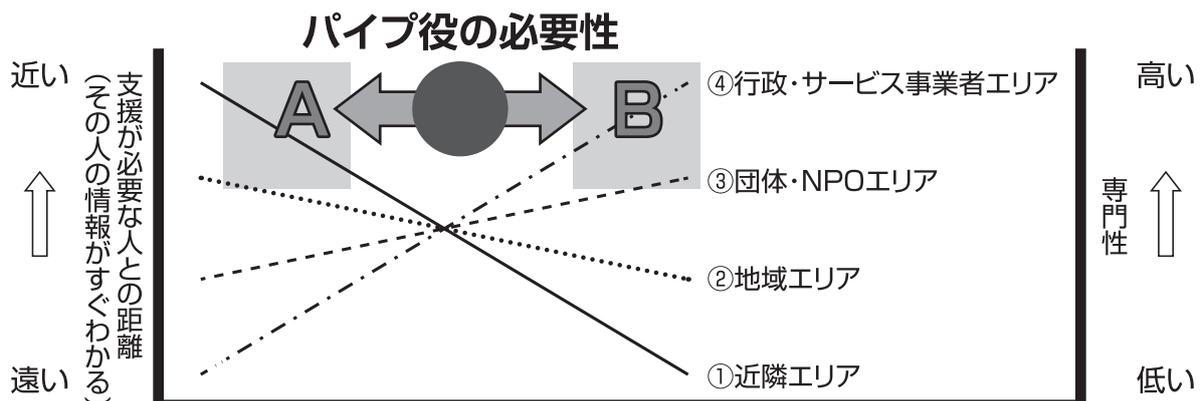
①と比べると支援が必要な人が状況を把握しにくい、場所によってはある程度情報がつながる事があるが専門性は低い

③団体・NPOエリア

地域住民の状況は把握しにくい、福祉情報などを活用して支援できる専門性はある

④行政・サービス事業者エリア

地域住民の情報をすぐに把握できないが、専門性が高く、直接的支援が可能である



A（支援が必要な人との距離が近い：共助）及びB（専門性が高い：公助）のそれぞれの特徴（強み）をいかに活用し、つながり協働する事で、それぞれの特徴を活かした一体的支援が可能となる。

第2節 計画の推進に向けて

地域福祉における活動主体は、その地域に住む住民一人ひとりや各種団体などですが、それぞれが連携なく活動を続けていても市内全体での調和のとれた福祉のまちづくりはできません。計画推進に向けてはそれぞれ地域で活躍する活動の『担い手』が連携と役割分担を確認しながら取り組むことが重要となってきます。

(1) 活動の推進と担い手

① 住民一人ひとりの役割

地域で生活している全ての方が活動の担い手の一人です。子どもは地域を元気にする力を持っており、高齢者は、地域の伝統、そして経験を次世代に繋げていく役割があります。それぞれの観点から、地域がお互いに手を取り合って住みやすいまちにしていくために、地域の福祉課題を知り、その解決に向けた活動に積極的に参加しましょう。

② 住民組織や団体の役割

社協支部などの住民組織や地域の様々な団体は、活動の担い手として大きな役割を持っています。組織は、それに属する地域エリアや役員などにより、責任感を持ちながら活動し、大きな効果を上げる事が出来ます。また、住民組織は、生活エリアでの福祉課題を発見し、解決に向けて取り組む事が出来るという効果もあります。

③ 社会福祉協議会の役割と住民による『つなぎ（パイプ）』の役割

社会福祉協議会は、地域の福祉課題の解決のために、社協会員や市内の福祉団体・施設が一緒になり解決するための『協議会』として、コーディネートの役割を持って活動しています。個人や地域が計画的に、かつ主体的に活動が推進できるよう、広報や連絡調整などを行うとともに、関係機関との協働実施の促進などを行います。

また地域福祉課題を解決するために、いかに地域の問題を専門職につなげていく事が出来るかが重要になり、その為には困っている状態の人を早く見つけ、解決のために繋げていくパイプ役が重要になります。各エリアだけで支援の必要な人を支えるのではなく、その人を中心とした社会全体の中でパイプ役となる人材の育成、またそれぞれの活動エリアにおいても子ども・障がい者・高齢者といった分野を越えた繋がりをつくっていく人材としても育成していく必要があります。

笠岡市社会福祉協議会では市の委託を受け、そのパイプ役の養成の導入として、「地域福祉サポーター」の養成を行っています。

(2) 計画の理解と普及の取組み

①活動計画書 及びダイジェスト版を配布し、計画の普及を図る

計画推進のためには、広く住民や各種団体等に内容を知ってもらう必要があります。市内住民組織や各種団体に活動計画書とダイジェスト版を配布し、計画推進の協力を得る事としています。またインターネット等で、広報することとします。

②地域で説明会などを実施し住民の理解を得る

地域住民の参画と協働の理解を得るため、社協支部等で活動計画の説明会を開催します。また住民に分かりやすく説明するとともに理解と協力を図っていきます。

③関係機関・団体への協力依頼

計画の推進のためには、各種団体からの理解と協力が不可欠になります。お互いに連携し、地域が一丸となり誰もが住みやすいまちが出来るように協力をお願いするとともに、共に活動し、そして継続できるように支援していきます。

(3) 評価

活動計画の推進の為、具体的な『行動計画』を立て、5年間の活動予定とするとともに各種団体と連携し、課題解決を図っていきます。

評価として、2年経過後に中間評価を実施し、計画の進捗状況を確認する事とします。評価の検討については、第3次活動計画策定委員の中から協力を得ていきます。

またその評価の結果については、広報誌やホームページに掲載するとともに、広く住民や各種団体へ公表するものとします。

(4) 第3次地域福祉活動計画全体図

基本理念と7つの基本目標、基本目標達成のための24の基本方針、67の取組みの方向性を体系図としてまとめました。

第3次 地域福祉活動計画 全体図

基本理念

基本目標

基本方針

取組みの方向性

役割

①人と人との「つながり」を作ります	①-A) 世代間を越えたつながりを作ります	地域の中で世代を越えた多くの人が交流できる場を作りましょう 公民館等を活用して、既存の『子育てのイベント』や『サロン』などの充実を図りましょう 家族全員が参加出来る行事(3世代交流等)を増やしましょう 世代間で地域について話し合うことが出来る環境を作りましょう	地域 地域 地域・団体 地域
	①-B) 近隣での日常的なつながりを作ります	隣近所と顔の見える関係を作りましょう 集会所単位での活動を進めましょう 各団体が集う場及び懇談会を設けましょう	地域 地域 地域・団体
	①-C) 高齢者や障がい者等、支援が必要な人とのつながりを作ります	地域の行事に当事者や団体の参加を促しましょう 当事者団体と地域との交流の機会を増やしましょう 日常的なふれあいを通じて、当事者及び家族への理解に繋がります サロンの充実を図りましょう	地域・団体 地域・団体 地域・団体 地域
②お互いを認め合い、助け合おうとする心を育てます	②-A) 幼少期からのおもいやりの心を育てます	道徳の意識を地域ぐるみで高めましょう 人権尊重・ボランティアの精神を養えるよう、保護者を含めた福祉教育の推進を図っていきましょう	地域 団体・行政
	②-B) 高齢者・障がい者等への理解を深めます	当事者との交流を実施し理解を深めましょう 地域住民を対象とした福祉教育の充実を図りましょう	地域・団体 団体
	②-C) 見守り活動向上のための研修をします	地域で見守り活動の研修を行います 福祉委員活動の向上を図りましょう	地域 地域
③必要の人にわかりやすく情報を伝えます	②-D) 地域で『ささえあい』を広めます	広い世代への福祉教育による意識付けを行います 子育て世代への研修・啓発・制度の理解の促進をすすめましょう 企業を対象とした福祉情報・障がい者理解に関する啓発を行います 地域福祉サポーターの育成を行います	団体 団体・行政 団体 地域・団体
	②-E) 災害時・緊急時への意識を高めます	防災に関して、地域ぐるみで問題を考え、各個人の意識向上を図りましょう 地域単位での救命講習を行います	地域 地域・団体・行政
	③-A) 相談の窓口を周知します	子どもに関する相談窓口を周知しましょう 障がい者の相談窓口を周知しましょう 高齢者の相談窓口を周知しましょう 何でも(困った時に)相談できる窓口を周知しましょう	地域・団体・行政 地域・団体・行政 地域・団体・行政 地域・団体・行政 団体
③必要の人にわかりやすく情報を伝えます	③-B) 既存の制度・サービスを周知します	子育ての制度・サービスを周知しましょう 高齢者の活動の場を周知しましょう 各種団体がどのような動きをしているのかを周知しましょう 行政に相談しながら、町内会などを通して周知しましょう(市のハザードマップの確認と避難場所の把握など) インフォマーシャルな生活支援に関する情報をまとめ、周知しましょう	団体・行政 地域・団体 地域 地域 地域・団体
	③-C) 分かりやすい広報を考えます	広報・周知の工夫をし、有線放送やメールなど複数のメディアを活用して伝えましょう 広報誌などを通じて、情報発信、啓発活動の充実を図りましょう 制度、仕組みの紹介を地区に出向いて広報・説明しましょう	地域 地域・団体・行政 地域・行政

みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくり

④ 地域で見守り・助け合いを すすめます	④-A) 地域の情報を共有します	地域で要配慮者の把握に努めますよう 適切な個人情報管理し、必要な情報共有を行いますよう	地域・団体 地域・団体	
		④-B) 地域で出来る活動を推進します	普段から気軽に頼めるような近所との関係を作りましょう 地域と専門職との見守り連携を行いますよう	地域 地域・団体
			SOSを発信できない人への声掛けや関係づくりを行いますよう 子どもを地域で守る活動をしましょう	地域 地域
地区防災計画について住民が把握しましょう 防災訓練を行いますよう	地域 地域・団体・行政			
支援が必要な人への避難方法を検討しましょう 実態把握と情報共有・整理しましょう	地域 地域			
⑤ 幅広い参加を促します	⑤-A) 施設と住民が一体となって活動します	施設の研修会等の企画で、地域住民の方が参加できるような取組みを行いますよう 施設が地域の行事に参加できるような事業を企画しましょう	団体 地域	
		⑤-B) 地域活動への参加を促します	地域の役員が行っている活動への参加を促していきますよう 身近な地域での祭り等イベントや公民館活動への参加を促しましょう サロン等への参加の呼びかけを行いますよう 通学の見守り活動の活性化の為、地域の人の参加を促していきますよう	地域 地域 地域 地域
	⑤-C) 参加を通じた後継者を育成します		地域で後継者育成を早期に行いましょう 若い人が関心をもつことができる地域活動を実施していきますよう	地域・団体 地域・団体
⑥ 組織の活動や役割を見直し、連携 して協力できる体制を作ります	⑥-A) 生活の困りごとを把握します		既存の組織を活かしながら地域の課題を把握しましょう 地域に出向き情報を把握しましょう	地域・団体 団体
		⑥-B) 解決策を考える場を作ります	解決策について話し合う場を作りますよう	地域・団体
	⑥-C) ネットワークを構築します		共通の活動を行っている関係団体との協力体制をつくり活動の効率化を図りましょう 各団体からの情報伝達の仕組みを作りますよう 地域と専門職の継続した相談体制を構築しましょう 役割分担を見直し、継続できる体制づくりを行いますよう	団体 団体 地域・団体 地域・団体
⑥-D) 運営資金を確保します			助成金・補助金情報を活用しましょう 活動の財源を確保するための企画をしましょう	地域・団体 地域・団体
⑦-A) 安心して子育てが出来る環境を作ります		地域の高齢者と連携して子育て支援の仕組みを作りますよう 児童から成年まで継続した支援を行いますよう	地域・団体 地域・団体・行政	
		⑦-B) 生活支援サービスの充実を図ります	地域・団体・企業・行政等とが連携して生活支援の仕組みを作りますよう	地域・団体・行政
⑦-C) 生活困窮者の自立を支援します	生活困窮者を発見出来る仕組みを作りますよう 地域で生活困窮者を支える仕組みを作りますよう		地域・団体 地域・団体	

(5) 基本目標

①人與人との『つながり』を作ります

『誰もが安心して住みなれた地域で生活する』ためには、まず人與人とのつながりがとても重要です。『世代間を越えたつながり』『近隣での日常的なつながり』『支援が必要な人とのつながり』をつくっていくことで、地域の問題をみんなで話し合い、困ったときにその情報を伝える事が出来る関係を目指しましょう。

基本目標	基本方針	取組みの方向性	役割
①人與人との『つながり』を作ります	(①-A) 世代間を越えたつながりを作ります	地域の中で世代を越えた多くの人が交流できる場を作りましょう	地域
		公民館等を活用して、既存の『子育てのイベント』や『サロン』などの充実を図りましょう	地域
		家族全員が参加出来る行事(3世代交流等)を増やしましょう	地域・団体
		世代間で地域について話し合うことが出来る環境を作りましょう	地域
	(①-B) 近隣での日常的なつながりを作ります	隣近所と顔の見える関係を作りましょう	地域
		集会所単位での活動を進めましょう	地域
		各団体が集う場及び懇談会を設けましょう	地域・団体
	(①-C) 高齢者や障がい者等、支援が必要な人とのつながりを作ります	地域の行事に当事者や団体の参加を促しましょう	地域・団体
		当事者団体と地域との交流の機会を増やしましょう	地域・団体
		日常的なふれあいを通じて、当事者及び家族への理解に繋げましょう	地域・団体
		サロンの充実を図りましょう	地域



②お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます

ささえ合い、助け合っていくためには、お互いを『認め合い』そして『助ける事が出来る心』を育てる必要があります。そのためには幼少期から、障がいなど様々な生活を送っている人を知っていくことが必要です。高齢者や障がい者等の現状についての正しい知識を身に付ける事で、差別につなげることなく、お互いを認め合い、助け合っていく心が育まれるのではないのでしょうか。

基本目標	基本方針	取組みの方向性	役割
② お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます	(2-A) 幼少期からのおもいよりの心を育てます	道徳の意識を地域ぐるみで高めましょう	地域
		人権尊重・ボランティアの精神を養えるよう、保護者を含めた福祉教育の推進を図っていきましょう	団体・行政
	(2-B) 高齢者・障がい者等への理解を深めます	当事者との交流を実施し理解を深めましょう	地域・団体
		地域住民を対象とした福祉教育の充実を図りましょう	団体
	(2-C) 見守り活動向上のための研修をします	地域で見守り活動の研修を行いましょう	地域
		福祉委員活動の向上を図りましょう	地域
	(2-D) 地域で『ささえあい』を広めます	広い世代への福祉教育による意識付けを行いましょう	団体
		子育て世代への研修、啓発、制度の理解の促進をすすめましょう	団体・行政
		企業を対象とした福祉情報、障がい者理解に関する啓発を行いましょう	団体
	(2-E) 災害時・緊急時への意識を高めます	防災に関して、地域ぐるみで問題を考え、各個人の意識向上を図りましょう	地域
地域単位での救命講習を行いましょう		地域・団体・行政	



③ 必要な人にわかりやすく情報を伝えます

支援が必要な人が『知らない』ということで、サービスが利用できないということがあってはならないことです。必要な情報をいち早く得られる環境を作っていくためには、窓口の明確化や各種団体からの情報提供ができる環境づくりが必要です。制度やサービスなどを分かりやすく広報し必要な人につながる仕組みを作りましょう。

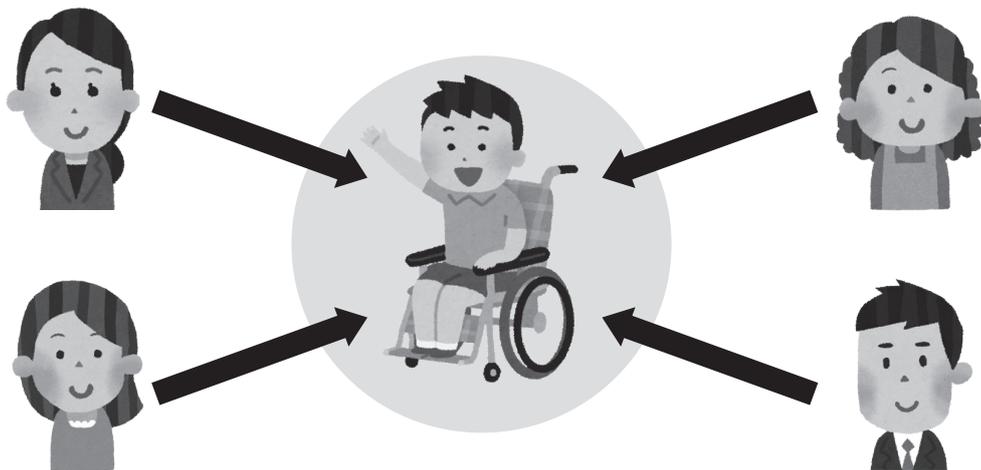
基本目標	基本方針	取組みの方向性	役割
③ 必要な人にわかりやすく情報を伝えます	(3-A) 相談の窓口を周知します	子どもに関する相談窓口を周知しましょう	地域・団体・行政
		障がい者の相談窓口を周知しましょう	地域・団体・行政
		高齢者の相談窓口を周知しましょう	地域・団体・行政
		何でも(困った時に)相談できる窓口を周知しましょう	団体
	(3-B) 既存の制度・サービスを周知します	子育ての制度・サービスを周知しましょう	団体・行政
		高齢者の活動の場を周知しましょう	地域・団体
		各種団体がどのような働きをしているのかを周知しましょう	地域
		行政に相談しながら、町内会などを通して周知しましょう (市のハザードマップの確認と避難場所の把握など)	地域
	(3-C) 分かりやすい広報を考えます	インフォーマルな生活支援に関する情報をまとめ、周知しましょう	地域・団体
		広報・周知の工夫をし、有線放送やメールなど複数のメディアを活用して伝えましょう	地域
	広報誌などを通じて、情報発信、啓発活動の充実を図りましょう	地域・団体・行政	
	制度、仕組みの紹介を地区に出向いて広報・説明しましょう	地域・行政	



④地域で見守り・助け合いをすすめます

地域（隣近所）の問題をすぐ把握できるのは、その地域に住んでいる住民の方です。そのためには『地域で出来る見守り活動の推進』『地域の情報の共有化』が重要となります。また緊急時などの『災害』に備えた助け合いも必要となります。少子高齢化、独居、高齢者のみ世帯の増加などにより、自助では解決出来ない問題を地域一丸となってささえていける『地域での見守り・助け合い活動』の構築をしましょう。

基本目標	基本方針	取組みの方向性	役割
④ 地域で見守り・助け合いをすすめます	(④-A) 地域の情報を共有します	地域で要配慮者の把握に努めましょう	地域・団体
		適切な個人情報管理し、必要な情報共有を行いましょ	地域・団体
	(④-B) 地域で出来る活動を推進します	普段から気軽に頼めるようなご近所との関係を作りましょ	地域
		地域と専門職との見守り連携を行いましょ	地域・団体
		SOSを発信できない人への声掛けや関係づくりをしましょ 子どもを地域で守る活動をしましょ	地域
	(④-C) 災害に備えた活動をします	地区防災計画について住民が把握しましょ	地域
		防災訓練を行いましょ	地域・団体・行政
		支援が必要な人への避難方法を検討しましょ	地域
		実態把握と情報共有・整理しましょ	地域



⑤幅広い参加を促します

どの活動においても活動の継続が重要となります。しかし『後継者』が見つからず、活動を継続できないという問題が出てきています。『幅広い世代の参加』、『幅広い参加の場』から後継者の育成を図っていきましょう。また地元の施設と地域との協働した活動、地域の行事に施設が参加できるような事業の企画などをおし、様々な人が交流、参加できる環境づくりをおこないましょ。

基本目標	基本方針	取組みの方向性	役割
⑤ 幅広い参加を促します	(⑤-A) 施設と住民が一体となって活動します	施設の研修会等の企画で、地域住民の方が参加できるような取組みを行いましょ	団体
		施設が地域の行事に参加できるような事業を企画しましょ	地域
	(⑤-B) 地域活動への参加を促します	地域の役員が行っている活動への参加を促していきましょ	地域
		身近な地域での祭り等イベントや公民館活動への参加を促しましょ	地域
		サロン等への参加の呼びかけを行いましょ 通学の見守り活動の活性化の為、地域の人の参加を促していきましょ	地域
	(⑤-C) 参加を通じた後継者を育成します	地域で後継者育成を早期に行いましょ	地域・団体
		若い人が関心をもつことができる地域活動を実施していきましょ	地域・団体



⑥ 組織の活動や役割を見直し、連携して協力できる体制を作ります

既存の組織体制の中で、『生活の困りごと』に焦点を当てた地域課題の把握、そして課題を話し合う場や役割の見直しが大切になります。また同じ地域で活動している各種団体のネットワークづくりを行い、連携した活動と活動内容の明確化を図る事で地域一体となった取り組みをすすめていきましょう。

基本目標	基本方針	取組みの方向性	役割
⑥ 組織の活動や役割を見直し、連携して協力できる体制を作ります	(⑥-A) 生活の困りごとを把握します	既存の組織を活かしながら地域の課題を把握しましょう	地域・団体
		地域に出向き情報を把握しましょう	団体
	(⑥-B) 解決策を考える場を作ります	解決策について話し合う場を作しましょう	地域・団体
	(⑥-C) ネットワークを構築します	共通の活動を行っている関係団体との協力体制をつくり活動の効率化を図りましょう	団体
各団体からの情報伝達の仕組みを作しましょう		団体	
地域と専門職の継続した相談体制を構築しましょう 役割分担を見直し、継続できる体制づくりを行いましょう		地域・団体 地域・団体	
(⑥-D) 運営資金を確保します	助成金・補助金情報を活用しましょう	地域・団体	
	活動の財源を確保するための企画をしましょう	地域・団体	

⑦ 新しい支援の仕組みを作ります

安心して子育てができる地域と、成人まで途切れの無い支援ができる環境づくり、そして各種制度の見直しにおける要配慮者への支援ができる仕組みをつくりましょう。また昨今問題になっている生活困窮について、地域と関係機関がお互い手を結び、地域にある『個』の問題を社会全体の問題とし捉え考える複合的な仕組みをつくっていきましょう。

基本目標	基本方針	取組みの方向性	役割
⑦ 新しい支援の仕組みを作ります	(⑦-A) 安心して子育てができる環境を作ります	地域の高齢者と連携して子育て支援の仕組みを作しましょう	地域・団体
		児童から成年まで継続した支援を行いましょう	地域・団体・行政
	(⑦-B) 生活支援サービスの充実を図ります	地域・団体・企業・行政等とが連携して生活支援の仕組みを作しましょう	地域・団体・行政
(⑦-C) 生活困窮者の自立を支援します	生活困窮者を発見出来る仕組みを作しましょう	地域・団体	
	地域で生活困窮者を支える仕組みを作しましょう	地域・団体	

第四章

笠岡市社会福祉協議会の 基盤整備

第1節 笠岡市社会福祉協議会の体制整備

(1) 法人運営体制の整備強化

理事・評議員会の機能強化

笠岡市社会福祉協議会には、住民や福祉関係者などの意見を取り入れて、適正に運営していくために理事会及び評議員会が設置されています。理事・評議員への情報提供や福祉意識の高揚を図り、役職員一体となって業務遂行できる環境づくりを進めていきます。

(2) 事務局体制の強化

効率的な事業の運営ができるよう、各種研修会や講習会への参加や内部研修を実施し、職員資質の向上を図ります。また本計画を着実に推進していくために、組織体制の見直しや適正な労務管理、人事管理体制を図ります。

第2節 安定した財政基盤の確保

(1) 自主財源の確保

活動において、財源の確保は大きな課題となります。笠岡市社会福祉協議会は、住民からの会費、寄付金が主たる財源となっており、それらの財源について積極的に広報し賛同を得るようにしていきます。また共同募金による募金活動をおし、各種団体や事業への財源基盤への協力が得られるようにし、その用途についても分かりやすく周知していきます。

また笠岡市社会福祉協議会が受託する事業をおし、財源確保に努めます。

(2) 活動資金などの確保

行政との協働による『福祉のまちづくり』を推進していき、住民の参画を促進する観点から、行政に対して笠岡市社会福祉協議会の活動への理解と支援を要請するとともに、助成金情報等の把握やその確保に努めます。

行動計画

行動計画は活動計画を実施していくため、より具体的な活動内容を予め定め、5年間の年次計画として計画を立てたものです。

各ページにある（□数字—□アルファベット表記）については、活動計画の基本方針に記号を付けたものです。基本方針ごとに行動計画を立てています。

行動計画様式の見方 (いずれも活動計画とリンクしています)

数字は7つの基本目標を示しています。
英数字は、基本方針を順番に打ったものです。

行動計画 ①-A

基本目標	人と人の『つながり』を作ります
基本方針	世代間を越えたつながりを作ります
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で世代を越えて多く人が交流出来る場を作りましょう ・公民館等を活用して、既存の『子育てのイベント』や『サロン』などの充実を図りましょう ・家族全員が参加できる行事（世代間交流等）を増やしましょう ・世代間で地域について話し合うことができる環境を作りましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や公民館活動など地域の活動ができるように考えていく必要がある ・近隣の人や若い人との付き合いが少なくなってきた ・子どもが安全に遊んだり集う場所が無い ・高齢になっても社会参加する機会を増やす ・住民の参加意欲や関心が無い ・自分の地域について話し合う場や機会が無い

7つの基本目標を掲載しています

活動計画の基本方針の内容を記載しています

基本方針の取組みの方向性を記載しています

この計画を立てる課題となった住民座談会・アンケートの意見を記載しています

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
子育て・世代間交流の情報発信	社協支部等	●	●	●			
世代間交流の充実	社協支部		●	●			
サロンに関するホームページ作成	社協支部	●					5-B 掲載
子育てサロンの普及・勉強会	社協支部 子育て支援課		●		●		
趣味を兼ねた講座への参加促進（広報）	関係団体	●					1-C 掲載
広報誌への地域活動の掲載	社協支部等		●	●	●	●	5-B 掲載
座談会の開催	社協支部			●		●	1-B 掲載 6-A 掲載

『段階的な取組みの年次計画（5年計画図）』の網掛けした項目は、既に別の行動計画にあるもので一連として基本方針を遂行していくために再掲した項目です。このように網掛けで再掲したものと、特に重要なものは、網掛けを外し、再掲しているものもあります。取組み内容の全体像が分かりやすいように補足的に記載しています。

『連携する団体』と表記する組織の具体的内容

- ・地縁組織には、自治会や社協支部・まちづくり協議会等が含まれます。
- ・福祉団体には、障がい者・高齢者・児童養護等の施設・NPO団体・民生委員会・愛育委員会・栄養委員会 等委員会・家族会等が含まれます。
- ・行政は、項目によっては具体的な関係課を記載しているものもあります。

行動計画 ① -A

基本目標	人と人との『つながり』を作ります
基本方針	世代間を越えたつながりを作ります
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で世代を越えて多く人が交流出来る場を作しましょう ・公民館等を活用して、既存の『子育てのイベント』や『サロン』などの充実を図りましょう ・家族全員が参加できる行事（世代間交流等）を増やしましょう ・世代間で地域について話し合うことができる環境を作しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や公民館活動など地域の活動ができるように考えていく必要がある ・近隣の人や若い人との付き合いが少なくなっている ・子どもが安全に遊んだり集う場所が無い ・高齢になっても社会参加する機会を増やす ・住民の参加意欲や関心が無い ・自分の地域について話し合う場や機会が無い

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
子育て・世代間交流の情報発信	社協支部等	●	●	●			
世代間交流の充実	社協支部		●	●			
サロンに関するホームページ作成	社協支部	●					5-B 掲載
子育てサロンの普及・勉強会	社協支部 子育て支援課		●		●		
趣味を兼ねた講座への参加促進（広報）	関係団体	●					1-C 掲載
広報誌への地域活動の掲載	社協支部等		●	●	●	●	5-B 掲載
座談会の開催	社協支部			●		●	1-B 掲載 6-A 掲載

行動計画 ① -B

基本目標	人と人との『つながり』を作ります
基本方針	近隣での日常的なつながりを作ります
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・隣近所と顔の見える関係を作しましょう ・集会所単位での活動を進めましょう ・各団体が集う場及び懇談会を設けましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣の人や若い人との付き合いが少なくなっている ・アパートや町内会に入らない世帯とのつながりが無い ・頼る人がいなくて、気軽に相談できない ・助け合いや声かけができる人が少なくなってきた（活動の継続が困難になってきて）いる ・団体の後継者がいない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
地域がつながる会議の準備	社協支部 民生委員	●					6-A 掲載 6-C 掲載
地域がつながる会議の開催	社協支部 民生委員		●	●			6-A 掲載 7-C 掲載
座談会の開催	社協支部			●		●	6-A 掲載
社協活動の明確化	社協支部	●					
気軽に集える会の開催	社協支部 まちづくり協議会		●	●	●		

行動計画 ① -C

基本目標	人と人との『つながり』を作ります
基本方針	高齢者や障がい者等、支援が必要な人とのつながりを作ります
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の行事に当事者や団体の参加を促しましょう ・当事者団体と地域との交流の機会を増やしましょう ・日常的なふれあいを通じて、当事者及び家族への理解に繋げましょう ・サロンの充実を図りましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の生活の不便さの理解が図れていない ・高齢化に伴う生活困難の理解がほしい ・家族の介護に関する助け合いが不十分 ・高齢になっても社会参加する機会を増やす

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
障がい者研修会の開催	障がい関係施設 社協支部 民生委員		●		●		2-B 掲載
当事者と地域での交流会	障がい関係施設 社協支部 民生委員			●	●		
サロンへの障がい者参加	障がい関係施設 社協支部					●	2-B 掲載
高齢者の社会参加	社協支部 老人クラブ等	●					
趣味を兼ねた講座への参加促進 (広報)	関係団体	●					1-A 掲載

行動計画 ② -A

基本目標	お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます
基本方針	幼少期からのおもいやりの心を育みます
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の意識を地域ぐるみで高めましょう ・人権尊重・ボランティアの精神を養えるよう、保護者を含めた福祉教育の推進を図っていきましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・公共の場などの利用に関するマナーが悪い ・若年者への取組みが十分図られていない（親世代の教育的な関わりが不十分）

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
学校福祉教育の広報実施	福祉団体 教育委員会	●	●	●	●	●	チラシ 作成など
ボランティア体験の推進	福祉団体 社協支部 教育委員会	●	●	●	●	●	
保護者対象の福祉教育の広報・実施	教育委員会 子育て支援課				●	●	2-B 掲載 チラシ 作成など

行動計画 ② -B

基本目標	お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます
基本方針	高齢者・障がい者等への理解を深めます
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者との交流を実施し理解を深めましょう ・地域住民を対象とした福祉教育の充実を図りましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に伴う生活困難の理解がほしい ・障がい者の生活の不便さの理解が図られていない ・認知症に関する取組みが不十分 ・障がい者のサポート体制（連携・交流・家族サポート）が無い

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
障がい者研修会の開催	障がい関係施設 社協支部 民生委員		●		●		
当事者と地域での交流会	障がい関係施設 社協支部 民生委員			●	●		1-C 掲載
サロンへの障がい者参加	障がい関係施設 社協支部					●	
地域での福祉教育の実施	当事者団体 社協支部 福祉団体	●	●	●	●	●	
保護者対象の福祉教育の広報・実施	教育委員会 子育て支援課				●	●	2-A 掲載 チラシ 作成など

行動計画 ② -C

基本目標	お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます
基本方針	見守り活動向上のための研修をします
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で見守り活動の研修を行いましょう ・福祉委員活動の向上を図りましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴う生活困難の理解がほしい ・アパートや町内会に入らない世帯とのつながりが無い ・頼る人がいなくて、気軽に相談できない ・団体の後継者がいない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
社協活動の明確化	社協支部	●					1-B 掲載
福祉委員活動基盤の整備	社協支部	●	●				
若年者への福祉委員の周知	社協支部			●			5-C 掲載
福祉への喚起広報の作成（若年者向け）	社協支部 福祉団体				●		5-C 掲載
支部単位での福祉委員研修会の開催	社協支部	●	●	●	●	●	
福祉委員アンケートの実施	社協支部			●			
見守り方法の検討	社協支部	●					
見守り体制の普及	社協支部		●				4-B 掲載 7-C 掲載

行動計画 ② -D

基本目標	お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます
基本方針	地域で『ささえあい』を広めます
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広い世代への福祉教育による意識付けを行いましょ ・ 子育て世代への研修、啓発、制度の理解の促進をすすめましょ ・ 企業を対象とした福祉情報、障がい者理解に関する啓発を行いましょ ・ 地域福祉サポーターの育成を行いましょ
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉情報や様々な情報の発信や啓発が不十分である (若い人への理解促進・障がい分野への理解) ・ 相談窓口が分りづらい ・ 若年者への取組みが十分図られていない(親世代の教育的な関わり) ・ 団体の後継者がいない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
企業と連携した障がいへの理解の研修	商工会議所 企業 福祉団体 行政		●				
障がい者の社会参加・就労体験	商工会議所 企業 福祉団体 行政			●	●		
施設のボランティアニーズを把握する	福祉団体	●					5-A 掲載
団体・一般ボランティアのニーズを把握する	社協支部 福祉団体	●					5-A 掲載
ボランティアセンターの立ち上げ	福祉団体		●				
社協登録ボランティアの拡充	福祉団体		●	●			
ボランティア情報発信の体制を確立	福祉団体		●	●			
地域福祉サポーターの養成	行政	●	●	●	●	●	
地域福祉サポーターフォローアップ研修	行政			●	●	●	
保護者対象の福祉教育の広報・実施	教育委員会 子育て支援課				●	●	2-A 掲載 2-B 掲載 チラシ作成など

行動計画 ② -E

基本目標	お互いを認め合い、助け合っていく心を育てます
基本方針	災害時・緊急時への意識を高めます
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関して、地域ぐるみで問題を考え、各個人の意識向上を図りましょ ・ 地域単位での救命講習を行いましょ
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が起こった際、どのようにすればよいか分らない ・ 緊急時の対応方法について心配

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
防災研修会	社協支部 消防・消防団 自主防災組織		●				
避難訓練・救命救急講習	社協支部 消防・消防団 自主防災組織			●			
要配慮者への避難方法の検討	社協支部 福祉団体				●		4-C 掲載
要配慮者の実態把握	社協支部 福祉団体					●	4-C 掲載
災害ボランティア登録数を増やす	社協支部等	●					4-C 掲載
社協内でボランティアセンター設置訓練実施	社協支部等		●				4-C 掲載
災害ボランティア養成講座開催	社協支部 福祉団体 行政	●	●				4-C 掲載

行動計画 ③ -A

基本目標	必要な人にわかりやすく情報を伝えます
基本方針	相談の窓口を周知します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに関する相談窓口を周知しましょう ・ 障がい者の相談窓口を周知しましょう 高齢者の相談窓口を周知しましょう 何でも（困った時に）相談できる窓口を周知しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての悩みが共有できる環境が必要 若年者への取組みが十分図られていない（親世代の教育的な関わり） 障がい者のサポート体制（連携・交流・家族サポート）が無い 認知症に関する取組みが不十分 ・ 家族の介護に関する助け合いが不十分 車がないと生活が不便（車がないと利用できないものが多い） 高齢化に伴う生活困難の理解がほしい ・ 相談窓口が分りづらい 生活にかかる費用などが不安 ・ 頼る人がいなくて気軽に相談できない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
高齢者の窓口広報	社協支部 福祉団体 行政	●					
子育て窓口広報	社協支部 福祉団体 行政		●				7-A 掲載
障がい者支援窓口の広報	社協支部 福祉団体 行政			●			
地域の相談窓口の把握・整理	福祉団体 行政				●		
社会資源マップ、インターネット等で 相談窓口の情報提供	福祉団体 行政				●		
当事者・家族会一覧表の作成	福祉団体 行政			●			

行動計画 ③ -B

基本目標	必要な人にわかりやすく情報を伝えます
基本方針	既存の制度・サービスを周知します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての制度・サービスを周知しましょう ・ 高齢者の活動の場を周知しましょう 各種団体がどのような働きをしているのかを周知しましょう 行政に相談しながら、町内会などを通して周知しましょう (市のハザードマップの確認と避難場所の把握など) インフォーマルな生活支援に関する情報をまとめ、周知しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> 子育ての悩みが共有できる環境が必要 子どもが安全に遊んだり集う場所が少ない 親が長時間子どもを預けて働くことができにくい 高齢になっても社会参加する機会を増やす 元気で自分のことが自分で長くできるように 行政や専門機関との情報交換が図られていない 災害が起こった際、どのようにすればよいか分らない 車がないと生活が不便（車がないと利用できないものが多い）

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
社会資源の把握・整理	社協支部等 福祉団体 行政	●					
民間団体情報ネットワークの準備	福祉団体		●				
ネットワークデータベース化	福祉団体		●				
情報発信方法の確立	福祉団体				●		
社会資源マップ、インターネット等で 相談窓口の情報提供	福祉団体 行政				●		3-A 掲載

行動計画 ③ -C

基本目標	必要な人にわかりやすく情報を伝えます
基本方針	分かりやすい広報を考えます
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・周知の工夫をし、有線放送やメールなど複数のメディアを活用して伝えましょう ・ 広報誌などを通じて、情報発信、啓発活動の充実を図りましょう ・ 制度、仕組みの紹介を地区に出向いて広報・説明しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報を効率よく伝える方法が分らない（代表者から住民等へ） ・ 男性が集まりに参加されない ・ 相談窓口が分りづらい ・ 福祉情報や様々な情報の発信や啓発が不十分である（若い人への理解促進・障がい分野への理解） ・ 団体の後継者がいない ・ 家族の介護に関する助け合いが不十分

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
広報研修会の開催	福祉団体		●				
メディアの活用方法の検討	福祉団体 行政			●	●	●	
広報誌・ホームページ等による意識の向上	福祉団体 行政	●	●	●			
支部広報誌の充実	社協支部		●				

行動計画 ④ -A

基本目標	地域で見守り・助け合いをすすめます
基本方針	地域の情報を共有します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で要配慮者の把握に努めましょう ・ 適切な個人情報を管理し、必要な情報共有を行いましょ
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者など社会的に弱い人が非常時にも情報発信できないままにいる ・ 助け合いや声かけが出来る人が少なくなってきた（活動の継続が困難になってきて）いる ・ 情報の把握が難しい（個人情報の問題含） ・ 頼る人がいなくて、気軽に相談できない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
いのちのバトンの情報発信	社協支部	●	●	●	●	●	
社協支部規程等への個人情報保護条項の追加	社協支部	●					
地域がつながる会議の開催	社協支部 民生委員		●				1-B 掲載 6-A 掲載 7-C 掲載
見守り方法の検討	社協支部	●					2-C 掲載
見守り体制の普及	社協支部		●				4-B 掲載
小地域で要配慮者マップの作成	社協支部 民生委員			●			

行動計画 ④ -B

基本目標	地域で見守り・助け合いをすすめます
基本方針	地域で出来る活動を推進します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 普段から気軽に頼めるようなご近所との関係を作りましょう ・ 地域と専門職との見守り連携を行いましょう ・ SOSを発信できない人への声掛けや関係づくりをしましょう ・ 子どもを地域で守る活動をしましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化に伴う生活困難の理解がほしい ・ 認知症に関する取組みが不十分 ・ 子育ての悩みが共有できる環境が必要 ・ 家族の介護に関する助け合いが不十分 ・ 安全に通学できるか不安である ・ 緊急時の対応方法について心配 ・ 車がないと生活が不便（車がないと利用できないものが多い） ・ 生活にかかる費用などが不安 ・ 頼る人がいなくて、気軽に相談できない ・ 障がい者など社会的に弱い人が非常時に誰にも情報発信できないままている ・ 障がい者のサポート体制（連携・交流・家族サポート）が無い ・ 子どもが安全に遊んだり集う場所が少ない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
障がい者研修会の開催	障がい関係施設 社協支部 民生委員		●		●		2-B 掲載
当事者と地域での交流会	福祉団体 社協支部 民生委員			●			1-C 掲載
サロンへの障がい者参加	福祉団体 社協支部					●	2-B 掲載
見守り方法の検討	社協支部	●					2-C 掲載
見守り体制の普及	社協支部		●				7-C 掲載
小地域で要配慮者マップの作成	社協支部 民生委員			●			4-A 掲載

行動計画 ④ -C

基本目標	地域で見守り・助け合いをすすめます
基本方針	災害に備えた活動をします
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区防災計画について住民が把握しましょう ・ 防災訓練を行いましょう ・ 支援が必要な人への避難方法を検討しましょう ・ 実態把握と情報共有・整理しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害が起こった際、どのようにすればよいか分からない ・ 緊急時の対応方法について心配

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
防災研修会	社協支部 民生委員		●				2-E 掲載
避難訓練・救命救急講習	社協支部 消防・消防団 自主防災組織			●			2-E 掲載
要配慮者への避難方法の検討	社協支部 福祉団体				●		
要配慮者の実態把握	社協支部 福祉団体					●	
災害ボランティア登録数を増やす	社協支部等	●					
社協内でボランティアセンター設置訓練実施	社協支部等		●				
災害ボランティア養成講座開催	社協支部 福祉団体 行政	●	●				

行動計画 ⑤ -A

基本目標	幅広い参加を促します
基本方針	施設と住民が一体となって活動します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の研修会等の企画で、地域住民の方が参加できるような取組みを行いましょう 施設が地域の行事に参加できるような事業を企画しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> 住民と地元の施設が一緒になって活動できていない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
民間団体情報ネットワークの準備	福祉団体		●				3-B 掲載
ネットワークデータベース化	福祉団体		●				3-B 掲載
地域イベントの情報発信	福祉団体			●			
施設のボランティアニーズを把握する	福祉団体	●					
団体・一般ボランティアのニーズを把握する	社協支部 福祉団体	●					
社協登録ボランティアの拡充	住民 福祉団体		●	●			2-D 掲載
ボランティア情報発信の体制を確立	住民 福祉団体		●	●			2-D 掲載

行動計画 ⑤ -B

基本目標	幅広い参加を促します
基本方針	地域活動への参加を促します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> 地域の役員が行っている活動への参加を促していきましょう 身近な地域での祭り等イベントや公民館活動への参加を促しましょう サロン等への参加の呼びかけを行いましょう 通学の見守り活動の活性化の為、地域の人々の参加を促していきましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> 住民の参加意欲や関心が無い 人が集まる環境づくりがない（地域が衰退している） 役割分担が図れていない 高齢になっても社会参加する機会を増やす アパートや町内会に入らない世帯とのつながりが無い 元気で自分のことが長くできるように 安全に通学できるか不安である

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
サロンに関するホームページ作成	社協支部	●					
広報誌への地域活動の掲載	社協支部等		●	●	●	●	
子育て・世代間交流の広報	社協支部等	●	●	●			1-A 掲載
世代間交流の充実	社協支部		●	●			1-A 掲載

行動計画 ⑤ -C

基本目標	幅広い参加を促します
基本方針	参加を通じた後継者を育成します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で後継者育成を早期に行いましょう ・若い人が関心をもつことができる地域活動を実施していきましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の後継者がいない ・近隣の人や若い人との付き合いが少なくなってきた

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
福祉委員活動基盤の整備	社協支部	●	●				2-C 掲載
若年者への福祉委員の周知	社協支部			●			
福祉への喚起広報の作成（若年者向け）	社協支部 福祉団体				●		
保護者対象の福祉教育の広報・実施	教育委員会				●	●	2-A 掲載
役員を引き受けやすい体制づくり（選任方法）	社協支部 地縁組織	●					
福祉委員の活動周知	社協支部	●					

行動計画 ⑥ -A

基本目標	組織の活動や役割を見直し、連携して協力できる体制を作ります
基本方針	生活の困りごとを把握します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の組織を活かしながら地域の課題を把握しましょう ・地域に出向き情報を把握しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化に伴う生活困難の理解がほしい ・助け合いや声かけが出来る人が少なくなってきた（活動の継続が困難になって）いる ・元気で自分のことが自分で長くできるようにする必要がある ・自分の地域について話し合う場や機会がない ・行政や専門機関との情報交換が図られていない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
座談会の開催	社協支部 地縁組織			●		●	1-B 掲載 小グループ 程よい
地域がつながる会議の準備	社協支部 民生委員	●					1-B 掲載 7-C 掲載
地域がつながる会議の開催	社協支部 民生委員		●	●			1-B 掲載 7-C 掲載
見守り体制の普及	社協支部		●				4-B 掲載
小地域で要配慮者マップの作成	社協支部 民生委員			●			4-A 掲載

行動計画 ⑥ -B

基本目標	組織の活動や役割を見直し、連携して協力できる体制を作ります
基本方針	解決策を考える場を作ります
取組みの方向性	・ 解決策について話し合う場を作しましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢化に伴う生活困難の理解がほしい ・ 助け合いや声かけが出来る人が少なくなってきて（活動の継続が困難になってきて）いる ・ 元気で自分のことが自分で長くできるようにする必要がある ・ 自分の地域について話し合う場や機会がない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
地域がつながる会議の準備	社協支部 民生委員	●					1-B 掲載 6-A 掲載 7-C 掲載
地域がつながる会議の開催	社協支部 民生委員		●	●			1-B 掲載 6-A 掲載 7-C 掲載
情報交換会の開催	社協支部 地縁組織 福祉団体			●			6-C 掲載
情報伝達窓口の明確化	社協支部 地縁組織 福祉団体				●		6-C 掲載
組織体制・活動の整理	社協支部 地縁組織 福祉団体				●		
他地域の活動の情報共有	社協支部 地縁組織 福祉団体			●	●	●	

行動計画 ⑥ -C

基本目標	組織の活動や役割を見直し、連携して協力できる体制を作ります
基本方針	ネットワークを構築します
取組みの方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通の活動を行っている関係団体との協力体制をつくり活動の効率化を図りましょう ・ 各団体からの情報伝達の仕組みを作しましょう ・ 地域と専門職の継続した相談体制を構築しましょう ・ 役割分担を見直し、継続できる体制づくりを行いましょう
関係する課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助け合いや声かけが出来る人が少なくなってきて（活動の継続が困難になってきて）いる ・ 団体の活動費の捻出が困難 ・ 高齢になっても社会参加する機会を増やす ・ 行政や専門機関との情報交換が図られていない ・ 住民の参加意欲や関心が無い ・ 役割分担が図られていない ・ 団体の後継者がいない

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
情報交換会の開催	社協支部 地縁組織 福祉団体			●			
情報伝達窓口の明確化	社協支部 地縁組織 福祉団体				●		
組織体制・活動の整理	社協支部 地縁組織 福祉団体				●		6-B 掲載
民間団体情報ネットワークの準備	福祉団体		●				3-B 掲載
ネットワークデータベース化	福祉団体		●				3-B 掲載
情報発信方法の確立	福祉団体				●		3-B 掲載

行動計画 ⑥ -D

基本目標	組織の活動や役割を見直し、連携して協力できる体制を作ります
基本方針	運営資金を確保します
取組みの方向性	・助成金・補助金情報を活用しましょう ・活動の財源を確保するための企画をしましょう
関係する課題	・団体の活動費の捻出が困難

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
助成金情報の掲載	社協支部 支援組織 福祉団体	●	●	●	●	●	ホームページ等
共同募金の啓発	社協支部 支援組織 福祉団体	●	●	●	●	●	
共同募金の活用	社協支部 支援組織 福祉団体	●					
民間団体情報ネットワークの準備	福祉団体		●				3-B 掲載
ネットワークデータベース化	福祉団体		●				3-B 掲載
地域イベントの情報発信	福祉団体			●			5-A 掲載
ネットワークを利用した バザー等の宣伝	社協支部 支援組織 福祉団体				●	●	

行動計画 ⑦ -A

基本目標	新しい支援の仕組みを作ります
基本方針	安心して子育てができる環境を作ります
取組みの方向性	・地域の高齢者と連携して子育て支援の仕組みを作しましょう ・児童から成年まで継続した支援を行いましょう
関係する課題	・親が長時間子どもを預けて働くことが出来にくい ・若年者への取組みが十分図られていない（親世代の教育的な関わり）

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
子育て・世代間交流の広報	社協支部等	●	●	●			1-A 掲載
世代間交流の充実	社協支部		●	●			1-A 掲載
子育て窓口広報	社協支部 福祉団体 行政		●				3-A 掲載
世代間交流イベントの実施	社協支部			●			
こども見守り運動の普及	社協支部 地縁組織				●		

行動計画 ⑦ -B

基本目標	新しい支援の仕組みを作ります
基本方針	生活支援サービスの充実を図ります
取組みの方向性	・地域・団体・企業・行政等とが連携して生活支援の仕組みを作しましょう
関係する課題	・高齢化に伴う生活困窮の理解がほしい ・車が無いと生活が不便（車が無いと利用できないものが多い）

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
フードバンクの広報	企業 福祉団体	●					
生活困窮者へのフードバンク活用方法の検討会	企業 福祉団体		●				
住民ニーズの把握	地縁組織 社協支部 福祉団体	●	●	●			
住民ニーズに即した資源の開発	地縁組織 社協支部 福祉団体 行政		●	●	●		
生活支援活動基盤の確立	地縁組織 社協支部 福祉団体 行政			●	●	●	

行動計画 ⑦ -C

基本目標	新しい支援の仕組みを作ります
基本方針	生活困窮者の自立を支援します
取組みの方向性	・生活困窮者を発見出来る仕組みを作しましょう ・地域で生活困窮者を支える仕組みを作しましょう
関係する課題	・生活にかかる費用などが不安

段階的な取組みの年次計画

取組み内容	連携する機関	H27	H28	H29	H30	H31	備考
地域がつながる会議の準備	社協支部 民生委員	●					1-B 掲載 6-A 掲載
地域がつながる会議の開催	社協支部 民生委員		●	●			1-B 掲載 6-A 掲載
見守り体制の普及	社協支部		●				4-B 掲載
フードバンクの広報	企業 福祉団体	●					7-B 掲載
生活困窮者へのフードバンク活用方法の検討会	企業 福祉団体		●				7-B 掲載
生活支援活動基盤の確立	地縁組織 社協支部 福祉団体 行政			●	●	●	7-B 掲載

用 語 集

あ行	NPO	「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称 様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
	エリア	区域・地域。
	核家族化	父母、子供のための世帯が増えていく現象。
か行	格差社会	所得・資産面での富裕層と貧困層の両極化と、世代を越えた階層の固定化が進んだ社会。
	共助	互いに助け合うこと。互助。
	協働	同じ目的のために、協力して働くこと。
	グループワーク	少数名のグループに分かれて、出された課題について議論、検討を行うこと。
	公助	公的機関（国や自治体）が行う援助・支援のこと。
	子育てサロン	子育て中の親子を中心とした地域住民が気軽に集う、ふれあい活動の場。 子育ての相談や情報交換、仲間作りなどを行う。
さ行	措置	社会福祉において、要援助者のために法上の施策を具体化する行政行為、およびその施策の総称。
	災害時要配慮者	災害時において、安全な場所に避難する際に支援を要する人のこと。高齢者、障がい者をはじめ、乳幼児、妊婦など。
	自助	他の力に依存せず、自分の力で事をなすこと。
	社会福祉法	福祉サービスの利用者の利益の保護、地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明適切な実施の確保、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とした法律。社会福祉事業法を改正、名称を変更して平成12年（2000）に公布。
	社協	社会福祉協議会の略称のこと。
	社会資源マップ	地域にある商業施設や病院、施設などの社会生活する上で必要なものを地図上に置きわかりやすくまとめたもの。
	社協会員	社協の目的や事業を理解した上で、年に一度会費を納め、財政的に社協を支えてくれる方々。
	社協支部	各地区に設置された社協の支部のこと。
	若年者	年が若い人。物事に未熟な人。
	住民座談会（座談会）	例えば大字地区ごとに住民が1か所に集まり、地域の課題（いいところや困りごとなど）を話し合って把握し、地域の将来像を考え合う場のこと。
	少子高齢化	人口全体における子供人口の減少と、高齢者人口の増加がもたらす現象。

	生活困窮	経済的、社会的に生活が貧しく困っていること。
	生活支援サービス	家事の一部を代行するなど、個人の家庭生活を手助けするサービスのこと。
た行	ダイジェスト版	文章の内容が要約された出版物、パンフレット等。
	地域福祉サポーター	地域福祉に関心をもち、地域で手助けが必要な方を理解し温かく見守る応援者として、研修をうけ自分でできる範囲で活動を行う人。
	地方自治法	地方自治の基本法。地方公共団体の区分・組織・運営などを定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確認することにより、民主的・能率的な地方行政を確保し、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。1947年（昭和22）制定。
	島しょ部	大小さまざまな島がある地域。
	登録ボランティア	ボランティア希望の方を名簿登録し、希望する活動があれば紹介し、マッチングさせる仕組み。
は行	P T A	「parent-teacher association」の略称。保護者と教職員によって構成される教育団体。学校や家庭、地域での子どもの健全な育成について学習し合う組織。
	福祉委員	地域における住民の生活・福祉課題（困りごと）を見守り活動や声かけ、相談対応しながら早期発見する「地域のアンテナ役」。また各種団体などと連携しながら、近隣住民に働きかけ、一緒になって、発見した生活・福祉課題（困りごと）を解決する人。
	ふれあいいきいきサロン	地域住民が身近な場所に気軽に集まり、ふれあいを通して生きがいつくり、仲間づくり、また介護予防を行う拠点。
	プロジェクトチーム	ここでは地域福祉活動計画の策定に関わる社協職員が集まったチーム。
	フードバンク	食品製造メーカーや農家、個人などから、まだ十分たべられるにも関わらずさまざまな理由で廃棄される食品を引き取り、それらを一時的に生活が困窮している方々に提供する活動のこと。
	ホームページ	インターネット上で提供されている様々な情報を得るためのページ。
ま行	民生委員児童委員 民生委員会	民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。その団体。
や行	要配慮者	高齢者、障がい者をはじめ、乳幼児、妊婦など何らかの支援が必要な人。
	幼少期	幼い子供の時期。
ら行	老人クラブ	高齢者が、仲間作りや地域奉仕活動のために集まり運営している自主的な組織。ゲートボールなどの余暇活動や白梅賞、金婚式など様々な活動をおこなう。

第3次 地域福祉活動計画 策定スケジュール

開催日	題目	内容
7月16日(水)	第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状交付 ・地域福祉活動計画の趣旨について
7月～8月	座談会	20か所で実施（日程は冊子確認）
9月16日(火)	第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定の進め方 ・座談会集計結果について ・座談会アンケート集計結果について ・地域アンケート集計結果について ・『策定委員が活動する上で感じる住民の問題・地域の課題』について検討
10月16日(木)	第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次活動計画で不十分な項目についての解決方法（住民案の報告） ・『地域の課題』の解決方法について（アンケート、地域座談会の情報からの福祉課題に対して解決方法を検討） ・計画の骨子を検討する
11月17日(月)	第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・『地域の課題』の解決方法について ・計画の骨子を検討する
12月22日(月)	第5回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・解決方法のまとめについて ・情報共有
1月20日(火)	第6回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動計画体系図の役割分担の検討
2月20日(金)	第7回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第3次地域福祉活動計画全体図の確認 ・冊子用 基本目標の確認と修正のお願い ・行動計画の協議
3月9日(月)	第8回会議	<ul style="list-style-type: none"> ・冊子の確認 ・最終校正

活動計画策定の様子

■会議の様子（第1回～第8回）

各団体の代表者の方へ委嘱状の交付と、アドバイザーである岡山県社会福祉協議会から活動計画の主旨や内容についてお話しいただき本計画がスタートしました。



座談会やアンケートから得た地域課題について代表者の方と一緒に協議しました。
グループワークを中心に各団体の方達の意見を出し合い、計画の素案を策定しました。



■座談会の様子



(今井支部)



(神外支部)



(金浦支部)



座談会は市内 20 か所で住民の方から地域にある課題についてお話しを聞きました。
内容については、少人数の方が意見の出やすくなるため、どの地区もグループをつくり地域の課題等について話し合いを行いました。

■答申



策定委員でまとめた素案を社会福祉協議会へ答申しました。

策定委員名簿

氏 名	所 属	
西江 敬一	社協支部（陸地部）【陶山支部】	委員長
中野 年朗	笠岡学園	副委員長
天野 香代子	社協支部（島しょ部）【白石島支部】	
中塚 南海男	民生児童委員協議会	
岡田 安雄	老人クラブ連合会	
川崎 榮子	特定非営利法人すみれ会	
野村 泉	手をつなぐ親の会	
中川 益子	MSW協会	
山名 照知	笠岡市保育協議会（和光保育園）	
坂本 裕幸	こうのしま荘	
川相 功	きのこグループ	
河上 鋭永	ボランティア連絡協議会	
高木 浩志	笠岡市教育委員会 学校教育課	
宇野 均恵	子ども劇場かさおかセンター	
佐藤 靖之	笠岡市介護支援専門員協会	
枝木 亮大	笠岡青年会議所	
西畑 幸江	まちづくり協議会（新山地区自治会）	
平井 敦子	笠岡市愛育委員協議会	
藤井 八千代	笠岡市学童保育指導員連絡協議会	
亀山 徹	笠岡市長寿支援課	

※備考 残任期間中の委員変更

- ・山川 忠徳（社協支部（島しょ部）【白石島支部】）
- ・河上 和弘（笠岡市介護支援専門員協会）

（敬称略）

社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会 笠岡市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会（以下「社協」という。）の今後の活動の方針となる地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するために、笠岡市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 活動計画の調査及び研究に関すること。
- (2) 活動計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか活動計画の策定に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 策定委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから社協の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

- (1) 地域福祉に関し意欲のある市民
- (2) 地域福祉に関し識見を有する者
- (3) 福祉団体の推薦による者
- (4) 笠岡市職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、活動計画の策定までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、会務を統括し、策定委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、活動計画を策定したときは、会長に報告するものとする。この場合において、会長からの求めに応じ必要な説明を行わなければならない。

第8条 策定委員会に、活動計画の策定に関し助言等を行うアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーは、社会福祉関係の専門的な知識、技術及び識見を有する者のうちから会長が委嘱する。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、社協において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか策定委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

この要綱は、平成21年5月1日から適用する。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

